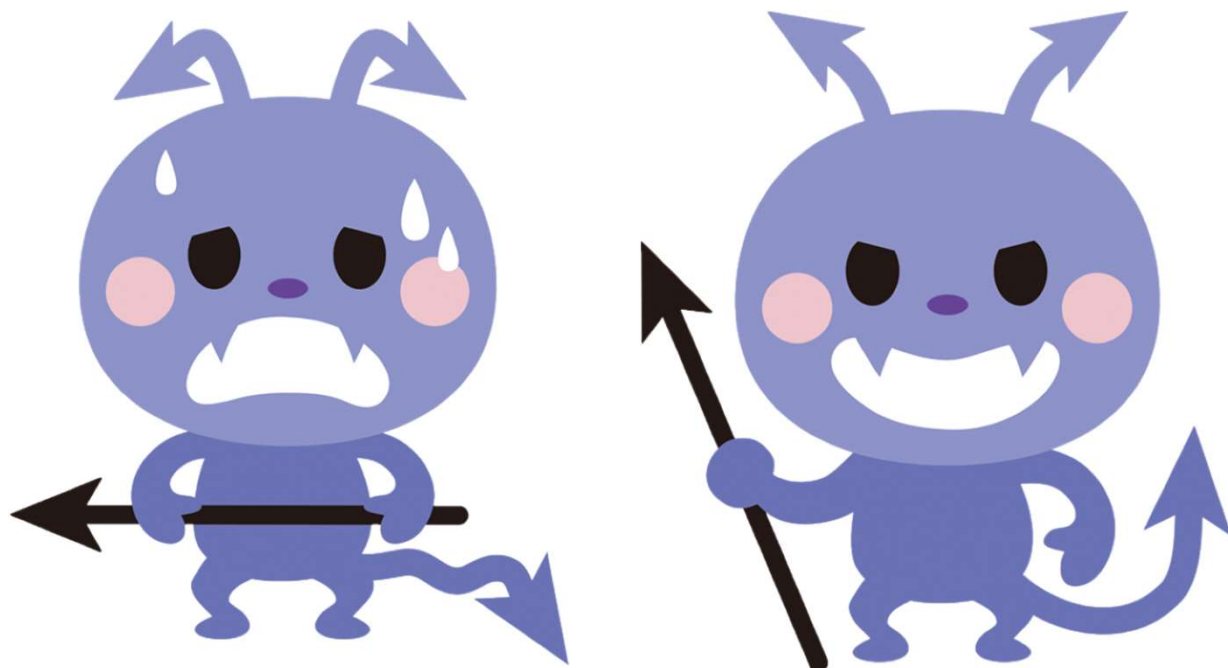


新型コロナウイルス感染症に係る 中小企業者に向けた特別対策



①経済急変対応融資【新型コロナウイルス感染症対応】※1

- 本人負担金利：0.3%
- 信用保証料補助：全額補助
- あっせん限度額：1,000万円※2
- 返済期間：8年以内(据置1年を含む)
- 資金用途：運転資金
- 利用できる方：令和2年2月から申込の前月のうち、任意の連続する2か月間の売上が5%以上減少している中小企業者
- あっせん期間：令和3年12月28日まで

※1 責任共有制度対象融資となります。

※2 すでに経済急変対応融資を利用している中小企業者の場合、借入日から4か月以上経過後、再度申込みができます。

②融資に関する相談【窓口もしくは電話にて受付します】

- 相談窓口：産業経済部経営支援課融資係(本庁舎6階)
- 電話番号：03-3802-3111(代表) 内線467・475
- 受付時間：平日8時30分から17時